

姫路市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

姫路市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、姫路市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的に策定する。

2 位置付け

アクションプログラムは、姫路市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進するために策定し、同計画の改定時に同計画に位置付けるものとする。

3 取組期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
アクションプログラム	策定					
普及啓発等の取組		← 毎年度、取組の進捗状況を把握・検証・公表 →				

4 対象区域及び対象住宅

- (1) 対象区域 市内全域
- (2) 対象住宅 昭和56年5月以前に建築された住宅

5 耐震化を促進するための普及啓発等の取組

(1) 全市民に対する普及・啓発

- ・ 住民説明会、相談会の開催
- ・ 広報誌、ホームページ、回覧板等による周知
- ・ 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- ・ 耐震化に関する出前講座の実施

(2) 住宅所有者に対する取組

- ・ 戸別訪問、ダイレクトメール等による働きかけ
- ・ 耐震化の必要性・補助制度を紹介するリーフレット等のポスティング

(3) 耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組

- ・ 耐震診断を実施した住民へのヒアリング(アンケート、電話等)

(4) 改修事業者等に係る取組

- ・ 関係団体と連携した耐震改修業者向けの技術講習会の実施
※県で実施
- ・ 登録住宅改修業者[※]等の情報の住宅所有者への提供
※兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づき、知事に登録された住宅改修業者

6 実績の公表

毎年度、支援目標を設定するとともに、診断実績・改修実績・戸別訪問等の実施及び達成の状況をとりまとめて検証し、ホームページで公表する。

姫路市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1 目的

姫路市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、姫路市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的に策定する。

なお、毎年度、住宅耐震化に係る具体的な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、その内容を公表するものとする。

2 位置付け

アクションプログラムは、姫路市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進するために策定し、同計画の改定時に同計画に位置付けるものとする。

3 取組の計画・実績・自己評価

計画

令和7年度取組内容

■補助事業

	内容	目標戸数
1	簡易耐震診断推進事業	150戸
2	耐震改修計画策定費補助	10戸
3	耐震改修工事費補助	5戸
4	耐震計画・工事費パッケージ型補助	5戸
5	建替工事費補助	7戸
6	屋根軽量化工事費・耐震シェルター・防災ベッド	各1戸

■普及啓発等

	内容	
1	全市(町)民に対する普及・啓発	・広報誌(特集)、回覧板、HP、耐震化推進キャラクター「ジョー★ヒメジ」等による広報活動 ・住宅相談会や出前講座の開催
2	住宅所有者に対する取組	・ダイレクトメールの送付
3	耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組	・耐震化補助制度のパンフレット等の送付
4	改修事業者等に係る取組	・住宅改修業者等の情報を窓口等で提供

実績

前年度の実績

	補助事業	戸数 (R6年度)	普及啓発等	実績
1	簡易耐震診断推進事業	132戸	1	全市(町)民向け ・広報誌、HP、回覧板等による広報活動 ・住宅相談会の開催
2	耐震改修計画策定費補助	15戸	2	住宅所有者向け ・耐震化補助制度のパンフレットを送付
3	耐震改修工事費補助	9戸	3	耐震診断済み住宅所有者向け ・耐震化補助制度のパンフレットを送付
4	耐震計画・工事費パッケージ型補助	0戸	4	改修事業者等向け ・住宅改修業者登録制度のチラシを配布
5	建替工事費補助	6戸		

自己評価

令和6年度の取組についての評価

補助事業

・令和6年能登半島地震の影響により、補助申請数が大きく伸び、メニューによっては年度途中で受付終了となるものがあった。令和7年度も同様の傾向が続くと考えられる。

普及啓発等

・能登半島地震や阪神淡路大震災から30周年などの影響により、住宅耐震相談会や出前講座への参加者も増え、市民の中でも防災の意識が高まっていることが感じられた。

令和6年度の課題

補助事業の取止や交付決定の取消となる案件が散見された。

改善策

補助事業

・事業者が補助の条件を十分理解したうえで補助事業を申請するよう、事前相談や申請時に丁寧な説明を行う。また受付終了後もキャンセル待ちの受付を行うなど、より多くの方が補助を受けられるよう配慮する。

普及啓発等

・補助制度の拡充や要件緩和について十分な周知を行っていく。また災害を身近に感じてもらえるように、出前講座等の内容を改善する。